

「とやま女性活躍企業」認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、企業の成長とウェルビーイング（真の幸せ）の実現に向けて、女性が活躍する県内企業等を県が認定し、広く公表することにより、女性が活躍できる職場環境の整備を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、企業等とは、富山県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は団体、組合等（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（認定基準）

第3条 知事は、次の基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも該当する企業等を「とやま女性活躍企業」として認定する。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局への届出を行うとともに公表していること。
- (2) 女性の活躍推進に向けた取り組みを行っており、別記に掲げる基準を満たしていること。
- (3) 当期純利益が直近3事業年度のうち1事業年度以上で黒字であること。ただし、公益財団法人及び公益社団法人を除く。
- (4) 過去3年間に於いて女性活躍推進法や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 第1号から第3号までについて県の研修を受講した社会保険労務士等による確認を受けていること。

（申請）

第4条 認定を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、次の書類に必要な添付書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) とやま女性活躍企業認定申請書（様式第1号）
- (2) とやま女性活躍企業認定基準確認書（様式第2号）

2 知事は、前項の規定によるほか、認定の審査に必要な資料等の提出を求めることができる。

(認定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、第3条の認定基準を満たすものであると認めるときは当該申請を認定するものとし、その結果を申請者へ通知する。

2 知事は、認定した企業等（以下「認定企業」という。）について、とやま女性活躍企業認定証（様式第3号）（以下「認定証」という。）を交付する。

(認定の有効期間及び報告書の提出)

第6条 認定の有効期間は、認定した日から起算して3年間とする。なお、認定期間満了後、引き続き認定を希望する場合は、第4条に定める申請手続きを行うことができる。

2 認定企業は、1年ごとにとやま女性活躍企業状況報告書（様式第4号）を県に提出しなければならない。

(取組状況の確認)

第7条 知事は、必要に応じ、実地調査等により、取組状況の確認を行うことができる。

(認定企業への支援)

第8条 認定企業は、別に定めるところによりロゴマークを名刺や印刷物などに刷り込んで使用することができるものとする。

2 知事は、次に掲げる措置等により認定企業への支援に努めるものとする。

- (1) 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等として、県ホームページや広報媒体等での紹介
- (2) 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等として、就職説明会等で求職者に対して紹介する等人材確保に対する支援
- (3) その他必要に応じた支援

(変更の届出)

第9条 認定企業は、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかにとやま女性活躍企業認定変更届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 企業等の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地

(認定の辞退)

第10条 認定企業は、第3条で定める認定基準を2年連続で満たさなくなったとき、又は認定期間中に認定継続の意思を失ったときは、速やかにとやま女性活躍企業認定辞退届出書（様式第6号）に認定証を添付の上、知事に届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第 11 条 知事は、認定企業が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条第 2 項に定める状況報告書の提出を行わなかったとき。
- (2) 第 6 条第 2 項に定める状況報告書により第 3 条第 1 号から第 4 号までの認定基準を 2 年連続で満たせなくなったことが判明したとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 法令に違反する重大な事実が発生したとき。
- (5) その他認定企業として適当ではないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消すときは、とやま女性活躍企業認定取消通知書（様式第 7 号）によりその旨を認定企業に通知するものとする。

3 認定の取消しを受けた場合、認定企業は速やかに認定書を知事に返納するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別記

項目		認定基準
1	女性の管理職比率	直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること
2	時間外労働等の時間数	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること
3	女性活躍推進に向けた取り組み	以下の項目について、具体的な取り組みを 1 つ以上行っていること ・制度や環境の整備 ・意識改革 ・活躍分野の拡大 ・その他、女性の活躍のための独自制度等の実施